

中学校体育連盟バレーボール専門部への加盟申請に向けた注意事項等

※ただし、この確認事項は、毎年修正・改良を行う事とする。

①全国大会(予選会)に参加できるチーム

- ①各都道府県中体連に登録された、公立私立中学校バレーボール部←従来通り
- ②各都道府県中体連に登録され、各都道府県で取り決めたルールに従って編成された公立私立中学校バレーボール合同チーム←**従来通り**
※各市区町村が推進する重点校[市区町村内生徒でバレーボール希望者はA中学校・バスケットはB中学校]は合同チーム扱い。**←行政が示したルールに従って編成されている場合のみ可**
- ③地域スポーツ団体(ヤングクラブチーム)
※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、同一中学校の生徒のみで編成されたクラブチームの参加は認めない。

②全国大会(予選会)に参加できる地域スポーツ団体(クラブチーム)とは

下記の条件を全て満たしているチームとする。

- ①日本中体連からの発信①(公財)日本中学校体育連盟からの発信『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準9引率監督 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。
- ②JVA-MRSに登録されていること。
- ③所在地が明確であること。
- ④募集要項やホームページ等で公募していること。
- ⑤年間を通じて、日常持続的週単位に練習している場所と所在地が一致していること。
- ⑥JSPO公認の指導者資格を有する、成人の指導者が常時指導に当たっていること。
- ⑦チームや団体として規約があること。
- ⑧JVA MRSの個人登録が完了していること。
- ⑨各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。

③地域スポーツ団体 クラブチーム の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について

- ① 登録…京都府中学校体育連盟事務局に申請する。
中学校体連バレーボール専門部にも別途申請用紙を提出する。
- ② 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。
 - 京都府中体連事務局により認定
 - 認定と同時に京都府中体連バレーボール専門部へも別申請書の提出が必要

- ③ 申込期間…京都府中学校体育連盟もしくは京都府中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。※更新期間は各都道府県の実情により異なり、毎年更新する。

④大会出場について

- ◆全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選（これに関わるシード大会）より全国大会まで、一人同一チームの大会登録とし、二重の大会登録はできない。
※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。
※ただし R5 年度については、中体連各ブロック京都府総合体育大会への出場権獲得の為の大会（各ブロック夏季大会）とヤングの京都府総合体育大会への出場権獲得の為の大会のみ、二重の大会登録出場ができないものとする。（各ブロック中体連の春季大会に関して、R5 年度は適応外とする。）
- ◆今後、円滑な大会運営について、JVA-MRS 登録に加入することが望ましい。
- ◆各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。〇〇A・〇〇Bは認めない。
- ◆選手は「チーム活動及び大会参加に向けた確認書」を所属チームに提出する。

⑤選手の移籍について

- ◆公立中学校については、転校により移籍とする。←従来通り
- ◆地域スポーツ団体については、各都道府県が設定した期間の加盟申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。

⑥会運営について

- ◆各中体連バレーボール専門部からの「総務・審判・競技・普及強化」委員会等の申し合わせ事項を確認し大会運営や各種事業運営にも協力する。
（自チーム敗戦後は、大会役員として登録した者がその後の大会運営に参加し協力する。大会以外の各種協会事業についても中体連・地域クラブの枠を超えて共存して運営に当たれるよう協力する。）
今後、京都府中体連バレーボール専門部内での役職（総務・競技・審判・強化・普及委員会等）に地域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことになる。
- ◆大会派遣旅費について
公立中学校顧問は、所属学校への出張届で対応する。地域スポーツ団体役員は、所属チームで負担することとする。